

〔嬉遊笑覽容儀〕額をぬくに様々あり、俳諧嘉多言に、そがうびたひといふ事は、十河殿といふ武家の人の頭つきよりいひ出たる事とぞ、無下に近き世の事なり、此書慶安三年の板三好に與したる十河氏なるべし、或云、此説非也、そがうは總髮オウガウびたひなりといへり、千前軒文耕堂合作の淨瑠璃小栗判官車街道池庄司が島原に來る處に、ほうろく頭巾取のくれば、そがう額の總白髮といふ事あり、是も十河の説を取らざるにや、されどもづ普通の説に従ふべし、

〔牢獄秘録〕牢内のもの髮月代之事

一 毎年七月一度宛、牢内之者不殘髮月代いたさせ候事也、此節は揚屋もの、女牢是は比丘尼有之なり髮月代致す事なりとぞ、此時には、牢屋江届出帶刀上座に出づ、腰掛け腰見廻り同断心 壹人、牢屋同心 鑑役平當番共廿五六人、張番拾人計り罷出で、右牢庭江むしろを敷、牢内之科人一ト立三十人位ヅ、手錠かけ呼出し、手錠不足ゆへ大盟に水を入、月代張番壹人くに頭をぬらし、髮結より壹人ツ、家主さし添出るなり、其うしろへ廻り、髮月代とも剃結ふ事也、尤髮ゆひの後に差添之家主ひかへ居る事也、此時病人ばかり牢内に殘るよし、此日は江戸中の髮ゆひ、早朝より牢屋敷の門前に詰居る、尤髮結壹人に、家主壹人ヅ、差添出る事也、

二 平日髮計りは牢内にて互に結びあふ事也、又牢内名主壹番役と、貳人位は、一ト月に一度ヅ、月代剃る事有之、是者如何成事にや、譯不知、

〔徳川禁令考五十五〕元祿十二卯年四月

野郎月額之定略 ○ 中

一 堺町木挽町野郎月額、前々定有之候間、兩町之野郎彌以定之通、鬢薄く可仕候、兩町之野郎脇江不遣候付、藝有之もの常之町人ニ成、屋敷方あるかせ候由相聞不届候、左様之族一切無之様ニ可仕候事、